

特別記事

丁在文君学位請求論文審査報告

丁在文君提出の学位請求論文『ASEANの合意形成をめぐる政治過程——六七年の設立宣言から七六年の友好協力条約まで——』は、一九六七年八月に設立されたASEAN（東南アジア諸国連合）の初期一〇年間に於ける四つの合意文書に焦点を当てて、合意にいたる政治過程の分析をとおしてASEAN的「合意」の特徴を明らかにしようとした意欲的研究である。

設立当初のASEANは、加盟諸国が主権事項を譲渡した超国家的な国際機構でないことはもちろん、地域経済統合の媒体でも、一元的な安全保障共同体でもなかった。組織の制度化も未熟なままであった。その意味で、ASEANは地域協力の象徴的機構にすぎなかったのである。しかも、一九七〇年代はじめて、東南アジアの地域秩序構想は何よりも軍事・安全保障をめぐるものに限定され、ASEANもまたそのような意味から解釈されていた。

ヨーロッパの経験に基づいた地域統合論の展開に典型的に見られるように、本来の意味における地域秩序の形成とは、軍事主権であれ国民経済であれ、主権国家がお互いの主権を何らか

の形で相互に規制し、無政府状態に代わる秩序をつくることをさしている。ところが、ASEAN諸国では、国内における政治的支配の貫徹と、地域機構としてのASEANの成長が同時に行なわれている。しかも設立後二八年を経て、ASEANはもはや加盟国の一時的かつ便宜的野合に矮小化できない制度的実体を備えるにいたっている。しかし、ASEAN諸国相互の国境がもつ意味は減少していない。主権国家の利益が優先された結果として地域機構が空文化するでもなく、もちろん国家主権を越えた共同体が形成されるでもない。

なぜこの奇妙な結合が誕生したのであろうか。また、設立当初きわめて制度的に脆弱であったASEANは、いかにして今日のような制度化されたASEANへと発展することができたのであろうか。この問題を解く鍵はASEAN的外交の特徴として認識されている「合意」にある、と筆者（丁君）は主張している。いいかえれば、「合意」というスタイルがASEANにおいていかにして形成され、定着したのかを探ることにより、象徴的存在であったASEANが地域協力体としての制度化を達成し、機能してゆく基礎を明らかにすることができるというのである。そこで、筆者は、初期一〇年間のASEAN発展過程においてASEANが提示した重要な四つの国際的合意、すなわち六七年の「ASEAN設立宣言」（『パンコク宣言』）、七一年の「東南アジア平和・自由・中立地帯宣言」（『ZOPFAN宣言』）、そして七六年の「ASEAN協和宣言」と「東南

アジア友好協力条約」に注目し、四つの合意の形成過程および中身を検討することとおして、ASEANの持続的発展の原動力と、加盟諸国間の駆け引きを詳細に議論した。

従来のASEAN研究では、設立以来の初期一〇年間はさほど重要視されてこなかった。その主たる理由は、初期一〇年間のASEANがまだ十分に制度化されておらず、地域協力機構としては脆弱なものに映っていたからである。例外として、山影進の研究、『ASEAN——シンボルからシステムへ——』（東京大学出版会、一九九一年）があり、ここではASEANがシンボリックな存在から組織としての機能を備えるようになる過程が分析されている。しかし、この研究もかならずしも「合意」というASEANの外交スタイルがいかに形成され、定着したのかに焦点を当てたものではない。こうしたASEAN研究の不備は諸会議に関する資料不足に起因していた。

これに対して、ASEANの特徴とされる「合意」形成が具体的にいかにして可能になったのかを跡づけるために、筆者は一九九五年四月から約八ヵ月間東南アジア研究所（ISEAS／シンガポール）に滞在し、ASEAN関連資料を発掘し、現地英字新聞を存分に活用することにより資料不足を補っている。本論文は、そのような現地資料を十分に利用し、今日ASEANの外交スタイルとして定着している「合意」が初期一〇年間の経験をおして形成されたものであることを明らかにしているところと大きな意義があるといえよう。

本論文の構成は以下の如くなっている。

第一章 序論

- 1 問題提起
- 2 研究目的
- 3 分析方法

第二章 「バンコク宣言」に至る政治過程

- 1 六〇年代前半の地域情勢と地域協力への試み
 - A 戦後の地域冷戦構造とASSAの成立
 - B マレーシア連邦成立問題と地域紛争発生
 - C インドネシア国内情勢変化と地域和解へ
- 2 新たな地域協力秩序をめぐる論議と妥協
 - A 地域協力の復活における各国の意図と合意
 - B ASSAの拡大か新たな機構の創設か
 - C あいまいな設立宣言への妥協
- 3 「バンコク宣言」とその意味
 - A バンコク宣言の内容
 - B 地域問題解決に対する共同認識の台頭
 - C 集合体としてのASEAN

第三章 「ZOPFAN宣言」に至る政治過程

- 1 六〇年代末の地域情勢と共同行動の試み
 - A 地域紛争の多発とその政治的解決努力
 - B 英米軍の撤退と自主安全保障認識の強化

第五章 結論

- C ベトナム戦争の拡大とカンボジア会議
 - 2 地域中立化構想をめぐる論議と妥協
 - A ラザクの登場と中立化構想の公式提案
 - B マレーシアの推進とその他諸国の反対
 - C 地域中立化の方向性に関する妥協
 - 3 「ZOPFAN宣言」とその意味
 - A ZOPFAN宣言の内容
 - B 周辺情勢変化への共同対応の模索
 - C ASEANの政治協力への起動
- 第四章 「協和宣言」・「友好協力条約」に至る政治過程
- 1 七〇年代前半の地域情勢と政治協力制度化の試み
 - A 強靱性の登場と政治協力の本格的な推進
 - B ZOPFAN実現への努力と行き詰まり
 - C 域内安全保障強化に関する論議の台頭
 - 2 地域安全保障の制度化をめぐる論議と妥協
 - A インドシナ共産化と首脳会議開催への合意
 - B 集団安全保障問題と地域中立化問題の論議
 - C 象徴的な地域安全保障制度化への妥協
 - 3 「協和宣言」「友好協力条約」とその意味
 - A 協和宣言と友好協力条約の内容
 - B 地域安全保障の制度化への努力
 - C ASEANの政治協力共同体に向けて

1 ASEANの合意形成をめぐる政治過程
2 ASEANの合意形成過程における特徴

本論文の第一章において、ASEANの各合意にいたる政治過程は以下の三点に分けられている。(1)合意形成をめぐる加盟諸国の相互作用の背景としての、当時のASEANをめぐる地域情勢の変化、および地域情勢に対する加盟各国の安全保障上の認識、(2)地域安全保障強化のための加盟国政府の対外政策、協力構想、提案、およびそれらをめぐる各国間の相互作用、(3)その結果として上程された宣言および条約。

第二章では、戦後独立から「バンコク宣言」にいたるまでの加盟各国間の政治過程が分析されている。戦後東南アジアの地域情勢は、地域冷戦の影響による域外大国への依存や域内諸国間の紛争勃発などにより不安定であった。そのような状況下、五九年一月にマラーヤのラーマン首相とフィリピンのガルシア大統領とのあいだで、両国間の経済、文化協力ならびに東南アジア諸国との協力強化の必要性が共通認識として提示された。国内、域内共産勢力が引き起こしていた不安定状況を封じ込めるために、政治、軍事のみならず経済、社会など広範囲な領域における協力が模索された。二月には「東南アジア友好経済条約」構想がマラーヤ、フィリピン主導で提示され、タイがこれに参加の意を表明した。地域協力構想をめぐる各国間の思惑の相違はあったが、六〇年九月には、政治的、イデオロギー的性格

を省き、非同盟諸国まで拡大し、条約を締結しない非公式機構とする「東南アジア国家連合」(A S A S) が呼びかけられるまでにいたった。しかし、反共的政府主導、西側寄りとの批判が寄せられ、構想の段階で頓挫した。

ところが、ラオス危機に直面してS E A T Oの無力さが露呈されたために、むしろ域内主体での地域協力機構設立が望まれるようになった。ここにいたり、マラヤ、タイ、フィリピンが主体となり、六一年七月、東南アジアにおける最初の地域協力機構として「東南アジア連合」(A S A) が設立された。

第三章では、A S E A N設立から七一年一月の「Z O P F A N宣言」の形成にいたる政治過程が分析されている。A S E A N設立直後、加盟諸国間にはサバ紛争をはじめとする加盟諸国間の相互紛争が再燃し、体制そのものの存続が危機に直面した。しかし、当時の東南アジアでは、ベトナム戦争の悪化とインドシナへの拡大、米軍の東南アジア地域からの撤退による英米主導の集団安全保障体制の崩壊、中ソ対立激化の副産物としての中ソ両国の東南アジアへの接近、米中和解、中国の国連加入の影響を受け、地域秩序の枠組みが改めて求められる状況に置かれることになった。こうした情勢下、A S E A Nは東南アジア地域の平和、自由、中立地帯化を宣言し、その存在をアピールしようとしたのである。Z O P F A N宣言における地域中立化は、域外大国による地域安全保障の現実を目指すものであった。

第四章では、七六年二月の第一回首脳会議での「協和宣言」、「友好協力条約」形成にいたる政治過程が分析されている。七〇年代前半の東南アジア地域情勢は、米中接近、インドシナ和平により安定化過程に入るのように見えた。しかし、インドシナ情勢は、七五年にはインドシナ全域の共産化へといたり、米中ソの域外大国もインドシナ地域への再介入を開始した。この危機的状況下、Z O P F A N宣言以降、政治協力の強化および拡大を試みていたA S E A N諸国は、対応策を模索するようになった。特筆されるのは、七五年一月に開催された第二回高官会議資料(秘密文書扱い)を活用して、七六年の首脳会議で採択されることになる二つの合意文書素案形成をめぐる議論が明らかにされている点である。

二度開催された高官会議では、A S E A Nにおける軍事協力強化に関するインドネシア提案が主要議題となった。この背景には、インドシナ情勢悪化とともに、A S E A N加盟国の二カ国合同軍事作戦が七四、七五年に実施されるという実績があった。インドネシアの提案は、二国間国境防衛協定の積み重ねによりA S E A N集団安全保障体制を確立したい、というものであった。A S E A N諸国にはインドネシア提案に対して反対を唱える声が強く、インドネシア案は葬られることになった。しかし、地域中立地帯化は東南アジアをめぐる情勢変化にともない、域外大国(の介入)のバランスにより達成されるものと認識されるように変化し、A S E A N主体の地域安全保障の制度

化、そのための政治協力の強化を確認する必要性が認識されるようになる。その結果として、ASEANは七六年二月に初めての首脳会議を開き、二つの合意を締結することにより、政治協力と地域安全保障の制度化の具体的第一歩を踏み出すことになった。

結論では、以上の分析に基づいて、ASEANの各合意にいたる加盟諸国間の政治過程が時系列に分けて整理され、加盟諸国を何らかの形で妥協させ、合意にいたらせたASEANの「合意」形成過程における特徴が抽出されている。すなわち、加盟諸国を相互の地域安全保障上の政治協力に向かわせた国際冷戦構造、人種、宗教、領土などをめぐる域内緊張構造といった「環境的要因」、互いの異なる立場にもかかわらず、共同対応を議論するための外相会議に加盟諸国を集合させたインドネシアの主導的役割、タイの仲介的役割、各国間の消極的同意に象徴される「集まるまで」の特徴、ASEAN諸国を何らかの形で最終的に合意に結びつける、各国間の条件的協力や時間的合意といった「集まってから」の特徴が指摘されている。

以上のように、一九六七年の設立から七六年の第一回首脳会議までのASEANの四つの主要合意形成をめぐる政治過程の分析を通じて、丁君は従来のASEAN研究が示していた初期一〇年間におけるASEANに対する低い、あるいは否定的な評価ではなく、設立当初の加盟諸国間の集合体から、当時の不安定な地域情勢のなかで政治共同体として発展しつつあるAS

EANの積極的な努力を見いだすことに成功している。ASEANは、設立当初の加盟諸国間の不信、組織的脆弱性、対外的な低評価を乗り越えて、七六年の第一回首脳会議までに、地域紛争の平和的解決に向けて相互に法規制するまでに相互信頼関係を醸成し、組織の強化とともに政治協力の制度化も進展させていたのである。こうした内的発展にともない、ASEANを批判し続けてきた中ソ、インドシナ共産諸国も、ASEANを東南アジア地域における一つのアクターとして承認するまでになった。

ASEANにおける「合意」形成の政治過程として、本論文では、各国政府の対外政策の表明としての協力構想ないし提案を取り上げているだけではなく、同時に、複数国政府間の相互作用の結果としての共同声明や宣言を取り上げている。類似した国際環境のもと、ASEAN諸国がASEANとしてどのような共通態度をとるにいたったのか、その過程でいかなる協議、取引、妥協が行なわれたのか、その結果として形成された合意の内容はいかなるものであるのかについて、跡づけている。そのさい、本論文は、国際環境がASEANの「合意」形成に一方的に影響を与えたのではなく、ASEAN加盟国間においても同一環境のもと異なる対外政策が採用されていた事実に着目し、それにもかかわらずASEAN加盟諸国が最終的にはASEANとしての「合意」形成を行ない、信頼醸成が積み重ねら

れ、地域安全保障の維持のためのASEANの存在を内外に主張することができた点を明らかにしている。

ところで、ASEAN発展の基礎となる「合意」形成過程がこれまで主要な研究対象とされてこなかった理由としては、非公式で開催されたASEAN外相会議、実務者会議関連資料が原則非公開であり、なかには秘密文書扱いにされているという資料上の制約が大きかった。本論文作成のための調査過程で、著者はASEAN諸国を頻繁に訪れ、資料の性質上すべてを揃えるには限界があるにしても、できるかぎりの非公開資料を発掘し、収集してきた。その結果、これまで存在を知られていなかった会議録も入手している。また、資料上の制約を補完する手段として、ASEAN諸国で発行されていた現地英字新聞を十数年分にわたり丹念に目をとおしている。これにより、当時の各国新聞の論調からASEANを取り巻く環境がわかるだけではなく、ASEANの協議当事者の発言を取り上げるという作業も行なっている。この作業の結果、ASEAN加盟諸国の特定のイシューに対する態度が十分に跡づけられているのである。

しかし、本論文にもいくつかの問題がないわけではない。第一に、丁君は、地域安全保障がASEAN諸国の外交政策決定者共通の認識であり、ASEANにおける「合意」形成の要因となった、と主張している。たしかに、一九六〇年代の東南アジアは、ラオス危機とそれに対するSEATOの無力さの判明

で幕開けした。東南アジアが英米といった域外大国の思惑どおりにならなくなりつつあったことの証左であり、同時に大陸部ではインドシナ情勢が混乱の度合いを深めはじめることにもなった。しかし、本論文では、ASEANにおける合意形成過程に注意が集中した結果、地域安全保障とは何であるのか、その定義ないし内容の変遷そのものについての議論が疎かにされてしまっている。なぜ六〇年代になって東南アジア諸国の政治エリートたちによって「地域」が意識されるようになったのかは、域外大国の東南アジア政策の変遷、その影響力の減退との関係によって説明可能である。こうした点を議論することにより、SEATOに代表される英米主導の集団安全保障体制の限界が明白となり、逆に地域諸国がみずから主体的に地域安全保障の枠組み、地域秩序形成をする必要性が生じた点を明確にできたはずである。

第二に、地域安全保障と関連して、ASEAN構成国にとつての「脅威」をかならずしも明確に指摘しているとはいえない点も指摘されるべきだろう。本論文はASEAN諸国の共通項として、国際冷戦ならびに国内冷戦に起因する地域安全保障関連の事項を取り上げている。しかし、広義の安全保障に含まれる経済政策についてはほとんど言及がないし、国家の内部に存在した共産主義勢力を超国家的組織体として認識している。また、ASEANを域内の経済・社会的協力を議論する場としているが、表面的には経済、社会、文化面での協力を謳い、実際

には域内諸国間における相互信頼醸成、対外情勢の共通化を図るといふ広義の安全保障共同体であったASEANの本質を軽視している。

第三に、本論文では、ASEAN合意形成がエリート協調であるという側面が看過されている。エリート協調が機能しているかぎりにおいては、ASEANという組織の制度化を早急に行なう必要はない。むしろエリート協調を基礎とした関係性が成立していたために、二国間交渉がASEAN合意形成のために重要な過程となっていた。基本的に、ASEAN初期一〇年は、二国間交渉の複合体であった。それゆえに、「外部」からはASEANの一体性に対する疑問視が根強く、脆弱な地域協力機構であるかのように映った。しかし、二国間外交の積み重ねが、じつはASEAN的「合意」の基礎となっていた。この点に関しての指摘が十分ではない。そのために、二国間交渉の重要性が看過されてしまい、個々の外交担当者がなぜ特定の態度を示すようになったのかについての分析が不十分なままである。

第四に、ASEAN的「合意」の非西欧的発想についての指摘が本論文ではなされていない。ASEANにおける暗黙の全会一致ルールは、ASEAN的協議・駆け引き・妥協とそれらに基づく「合意」であるとされている。しかし、全会一致ルールという方式そのものは国際政治において珍しいものではない。国際政治の舞台では、対立する争点を明確化し、先鋭化するこ

とにより、駆け引きや取り引きを公然と行ない、合意点や妥協点を探るといふ外交が当然のこととされている。これに対し、ASEANにおける全会一致・合意は、曖昧さを意識的に残したものである。ASEAN的「合意」形成過程では、協議のあいだ反対意見の存在を尊重し、特定の政府が自国の意思を他国に押しつけることは注意深く避けられた。意見の相違をできるだけ棚上げして、合意可能な点からなし崩し的にまとめてゆくやり方、時には合意しないことに合意することもASEAN的特徴である。こうした点を説明するには、西欧的発想にはない、「東南アジア的文化」からくる支持基盤が反映されている点を加味する必要がある。

以上のような欠点が指摘されないわけではないが、丁在文君の提出した学位請求論文『ASEANの合意形成をめぐる政治過程』が、ASEANの初期一〇年間に「合意」がASEAN的特徴として定着した過程を、丹念な資料発掘調査に基づく非公式文書と現地新聞を活用することによって、四つの重要な合意文書形成の政治過程をとおして分析した秀れた研究であることは論を待たない。それは従来のASEAN研究が看過してきた点を十分に補い、日本のASEAN研究のレベルをさらに向上させることに貢献している。審査員一同はそのような学問的業績を高く評価し、同君に法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与するのを適当と認めるものである。

一九九六年二月二八日

主査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員法学博士

副査 慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員法学博士

副査 防衛大学校長
慶應義塾大学法学部客員教授
法学博士

小此木政夫

池井 優

松本 三郎

君嶋祐子君学位請求論文審査報告

君嶋祐子君より学位論文審査のために提出された論文は、「特許無効とその手続」【ワープロB四版二〇五頁（五二字×一九行）「二〇〇字詰原稿用紙換算約一〇二三枚」】である。その構成は、次のとおりである。

序章 本論の目的

第一章 沿革

第二章 ドイツにおける特許無効制度（以上法学研究六八巻一二号掲載済）

第三章 米国における特許無効制度（法学研究六七巻九号掲載済）

第四章 特許無効の本質

第五章 特許無効審判の構造

第六章 特許無効審判審決取消訴訟の構造

第七章 検討および提案

第八章 結語および今後の課題（以上法学研究掲載予定）

序章「本論の目的」において、同君は、我が国の大正一〇年特許法制定の前後から、「特許無効」の法的性質について、政